

政策分野17 保健衛生・医療

～いきいきと健やかな「笑顔・健康都市」京都を実現する～

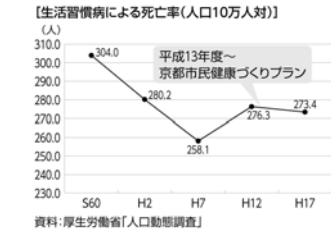
基本方針

すべての市民が、病気に負けないで健やかにくらするように、市民ひとりひとりが主体的に心身の健康づくりに取り組めるような環境を整えとともに、健康意識の向上を図る。また、市民の健康を守り支えるため、適切な保健・医療サービスが受けられる体制を構築するとともに、健康活動の育成を促す生活環境の整備を行う。さらに感染症等市民の健康を脅かす危機が生じた際に迅速・的確に対応できる体制を確立する。

現状・課題

- 長寿化の進展に伴い、がん、心疾患等の生活習慣病が増加していることから、市民ひとりひとりが主体となって、京都の優れた食文化や地域コミュニティを生かし、健康的な生活習慣の実践を市民運動として展開していくための環境づくり、ノウハウの提供を行うことが求められる。
- 近年、様々なストレスの増加や社会的要因から、精神疾患にかかる方が増えていることから、家庭、学校、職場等と連携した社会全体の取組が求められる。
- 医療の高度化や専門化に伴い、医療従事者の高学歴化が進み、質の高い人材の確保が求められている。
- 保健・医療サービスの提供体制の整備や、食品衛生、居住衛生を確保する生活衛生の推進は、行政の基本的な責務として引き続き取り組んでいくことが求められる。
- 国際化が進化するなかで、輸入感染症、動物由来感染症の発生が懸念される。これまで新型インフルエンザ等さまざまな事案に対応してきた実績を生かし、保健医療関係機関等と共に市民の健康を脅かす事案に対し迅速かつ的確に対応していくことが求められる。

◆京都市の生活習慣病による死亡率の推移



◆健康づくりサポーターの活動状況



◆京都市新型インフルエンザ対策本部会議



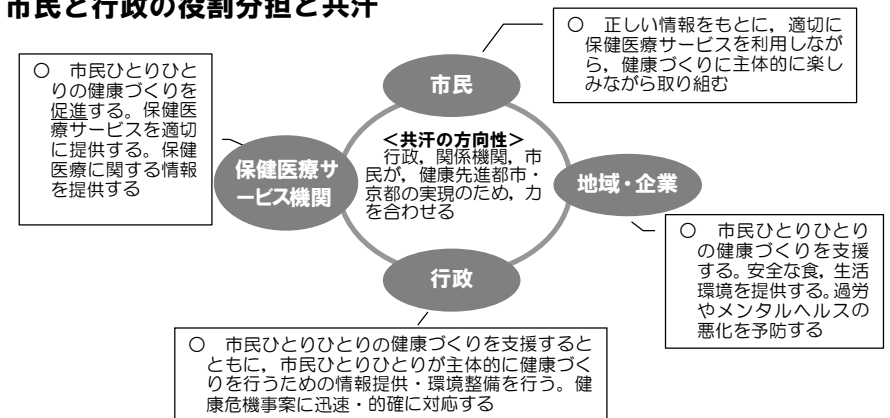
みんなでめざす10年後の姿

- すべての市民が健康づくりに取り組み、尊厳をもってくらししている
行政や保健医療関係機関等による健康づくりのための環境整備により、すべての市民が、生涯を通じて運動、栄養、休養、禁煙、口腔ケアといった心身の健康づくりを心がけ、自身の状況に応じた健康づくり活動の大切さを実感し、取り組んでいる。その結果、病気の有無にかかわらず、いつまでも尊厳をもって心身ともに明るく質の高いくらしができるまちになっている。
- 必要なときに保健医療サービスを利用できる
適切な情報をもとに、保健所、保健センター、病院、診療所等の保健医療サービスを必要なときに利用できるまちになっている。
- 食や生活環境の安全と安心が確保されている
食や生活環境の安全と安心が確保され、公共的な場所は禁煙が行き届くまちになっている。
- 健康危機に対し、市民の安全と安心が確保されている
感染症、食中毒等の健康危機に対し、迅速・的確な対応がなされ、市民の安全と安心が確保されたまちになっている。

<参考>政策指標例

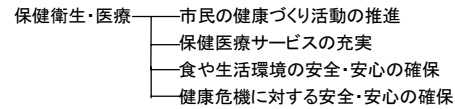
- ◆運動習慣者の割合^{※1} 男 36.8% 女 34.3% (H20) → 男女共 50%以上
 - ◆非喫煙者の割合^{※2} 男 64.5% 女 86.3% (H20) → 男 90%以上 女 95%以上
 - ◆生活習慣病による死亡率(人口10万人当たり)^{※3} 273.4人 (H20) → 250人以下
 - ◆乳児死亡率(出生1,000人当たり) 2.9人 (H20) → 1.5人以下
 - ◆京・食の安全衛生管理認証制度認証数 55件 (H20) → 500件以上
- ※1 20歳以上、1日30分、週2日以上を1年以上継続の割合
※2 20歳以上(出典：平成19年度国民生活基礎調査)
※3 40歳～64歳

市民と行政の役割分担と共汗



推進施策

施策の体系



1 市民の健康づくり活動の推進

(1) 市民の自主的な身体活動・運動の普及

身体活動・運動を通じて、市民一人ひとりが主体的に健康づくりを行っていただけるよう、市民や保健センター等の行政機関、医療機関等の関係機関、地域、企業が役割分担と共汗により取り組んでいく。

(2) 生涯を通じた歯の健康づくり

幼少期から、高齢期まで、生涯を通じた切れ目のないむし歯予防対策と歯周病予防対策を講じることにより、市民一人ひとりが、末永く自分の歯で噛んで食べ、人生を豊かに過ごすことができるとともに、歯と口の健康状態が原因となって起こる様々な全身性の病気や症状を予防し、全身のすこやかな健康づくりを目指す。

(3) 健全な食生活の実践による健康づくりの推進

健全な食生活の実践による健康づくりの推進を目指し、市民との協働により地域に密着した食育活動の展開を図る。また、京都に息づく食文化の豊かさ・すばらしさや自立した健康的な食生活を各家庭レベルに広めていく。

(4) こころの健康づくりをはじめとする自殺総合対策の推進

うつ病や多重債務、過労、いじめ等の自殺に関わる様々な社会・経済的要因を踏まえ、こころの健康増進センター、保健センター、福祉事務所、社会福祉協議会等の関係機関により総合的な対策を講じるとともに、家庭、学校、民間団体等とも連携し、社会全体の取組を進めていく。

2 保健医療サービスの充実

(1) 医療の高度化に対応した専門的な人材の養成・確保

四年制の看護学科の学生等、医療の高度化に対応した専門的な人材の就学・就職支援を行い、時代のニーズに即した優秀な医療従事者の確保を図る。また、看護職については、離職防止や復職支援等を含めて人材の確保を図っていく。

(2) 地方独立行政法人京都市立病院機構による充実した医療サービスの提供

市立病院及び市立京北病院については、両病院を運営する地方独立行政法人京都市立病院機構を平成23年4月に設立し、感染症に係る医療、災害時における医療等公共上の見地から必要な医療であって、民間の主体にゆだねた場合には必ずしも実施されないおそれがあるもの並びに高度の専門的知識及び技術に基づく医療の提供、地域医療の支援等を行うことにより、市民の健康の保持及び増進に寄与していく。

本市は、市会の議決を得て法人運営の基本指針となる中期目標を定め、法人に指示し、法人は、

当該目標を達成するための中期計画を定め、実行していく。

3 食や生活環境の安全・安心の確保

(1) 食の安全・安心の確保

市民や観光旅行者の健康を守るため、平成22年4月に施行した京都市食品等の安全性及び安心な食生活に関する条例に基づき、食の安全安心推進計画を策定し、施策の総合的かつ計画的な推進を図る。

(2) 生活衛生サービスの確保

地域に密着した衛生的で文化的な生活環境を提供している公衆浴場、理容・美容所、クリーニング所等、生活衛生業施設での社会ニーズに合ったサービスの提供とその利用を促進することにより、地域の衛生確保のみならず、長寿社会における高齢者のより一層の健康増進を図る。

(3) たばこの煙完全ガード社会の構築

市民の健康を守り、たばこによる健康被害を減少させていくため、禁煙教育等の喫煙防止対策を進めるとともに、受動喫煙防止対策として、胎児や子どもたちの受動喫煙防止対策や多数の方が利用する公共的な場所での受動喫煙防止対策を更に推進し、たばこを吸わない市民がたばこの煙から完全にフリーとなる「たばこの煙完全ガード社会」の実現を目指す。

4 健康危機に対する安全・安心の確保

新型インフルエンザをはじめとする感染症や食中毒等の健康危機事案に対し、医療機関等との連携により、迅速かつ的確な予防と蔓延の防止対策を進めるとともに、市民や関係団体に対して、健康危機事案の発生状況や予防接種の状況等に係る情報発信を行っていく。また、多くの市民が定期予防接種を受けられるよう接種勧奨を行うとともに、有効性が認められるワクチン接種については、定期接種への位置づけを国に対して求めていく。

関連する分野別計画

新京都市民健康づくりプラン（平成14年度～平成24年度）

京都市たばこ対策行動指針（平成17年度～）

京都市口腔保健推進行動指針「歯ッピー・スマイル京都」（平成21年～）

京（みやこ）・食育推進プラン（平成19年度～平成22年度）

「きょう いのち ほっとプランー京都市自殺総合対策推進計画一」（平成22年～）

京都市病院事業改革プラン（平成21年度～平成23年度）